

芽室町農業振興計画策定検討会議設置要綱

(設置)

第1条 本町が策定する芽室町農業振興計画（以下「計画」という。）の素案を検討するため、芽室町農業振興計画策定検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 検討会議は、委員会と部会で構成する。

(委員会)

第3条 前条の規定により設置する委員会は、別表1に掲げる者（以下「委員」という。）を町長が委嘱し、これをもって組織する。

2 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

(1)計画素案の策定に関すること。

(2)前号に掲げるもののほか、委員会が必要とする事項に関すること。

3 委員会には、委員長、副委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

4 委員会は、委員のほかオブザーバーを若干名置くことができる。

(委員長、副委員長の職務)

第4条 委員長は委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(意見等の聴取)

第6条 委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第7条 第2条の規定に基づき設置する部会は次のとおりとする。

(1)基盤整備部会

(2)経営部会

(3)環境保全部会

(4)担い手対策部会

(5)新戦略部会

(6)その他町長が必要と認める部会

2 部会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

(1) 計画素案の策定に関し、必要な調査検討を行うこと。

(2) 前各号に掲げるもののほか、部会が必要とする事項に関すること。

3 部会は、別表2に掲げる者（以下「部会員」という。）を町長が委嘱する。

4 部会には、部会長、副部会長を置き、部会員の互選によりこれを選出する。

5 部会長は、必要に応じて部会を招集し、その議長となる。

6 部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

7 部会は、部会員のほかオブザーバーを若干名置くことができる。

8 部会長は、部会の運営上必要があると認めるときは部会員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

9 各部会は、計画素案の策定にあたり、共通すると認められる事項については、相互に協力するものとする。

（委員等の報酬）

第8条 委員及び部会員は、無報酬とする。

2 委員及び部会員には費用を弁償することができる。

（事務局）

第9条 委員会に事務局を置く。

2 事務局は、農林課に置く。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮って定め、部会の運営について必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、決定の日から施行し、令和元年7月1日から適用する。（令和元年7月5日決定）

（要綱の失効）

2 この要綱は、計画の策定が完了したとき、その効力を失う。

別表 1 (第 3 条関係)

役 職	所 属 ・ 職 名
委員	芽室町農業協同組合 代表理事組合長
	芽室町農業委員会 会長
	十勝農業共済組合 芽室地区総代長
	芽室町農民連盟 執行委員長
	十勝農業改良普及センター 次長
	地方独立行政法人北海道立総合研究機構 農業研究本部
	十勝農業試験場長

別表 2 (第 7 条関係)

部会名	区 分	部会構成人数
基盤整備部会 10名程度	農業者	6 名程度
	学識経験者	2 名程度
	関係機関・団体等	2 名程度
経営部会 10名程度	農業者	6 名程度
	学識経験者	2 名程度
	関係機関・団体等	2 名程度
環境保全部会 10名程度	農業者	4 名程度
	学識経験者	3 名程度
	関係機関・団体等	3 名程度
担い手対策部会 10名程度	農業者	4 名程度
	学識経験者	3 名程度
	関係機関・団体等	3 名程度
新戦略部会 10名程度	農業者	4 名程度
	学識経験者	2 名程度
	関係機関・団体等	2 名程度
	金融機関	2 名程度